


# 小樽市の事業者の皆様へのお願い

緊急事態宣言が延長されたことに伴い、次のとおり要請を継続することとしましたので、ご協力いただきますようお願いいたします。

※要請内容等は今後の感染状況等を踏まえ、変更となる可能性があります。

<b>要請期間</b>	<b><u>令和3年9月13日(月)から9月30日(木)まで</u></b>
<b>対象施設</b>	<p><b>飲食店</b> 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等 (※宅配・テイクアウトサービスを除く)</p> <p><b>遊興施設</b> キャバレー、カラオケボックス等で飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店</p> <p><b>結婚式場</b> 飲食店営業許可を受けている結婚式場</p>
<b>要請内容</b>	<p>&lt; 酒類またはカラオケ設備を提供する店舗 (※1) &gt; <b>休業</b> (※2)</p> <p>&lt; 上記以外の飲食店等 (宅配・テイクアウトサービスを除く) &gt;</p> <p><b>①営業時間の短縮 (午前5時～午後8時)</b></p> <p><b>②感染防止対策の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓手指消毒設備の設置</li><li>✓マスク着用その他感染防止に関する措置の周知</li><li>✓施設の換気を行う</li><li>✓アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる</li><li>✓同一グループの入店は原則4人以内</li><li>✓滞在時間の制限 (2時間程度を目安) などにより同時に多数の人が集まらないようにする</li><li>✓店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う (黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践など)</li></ul> <p><b>③業種別ガイドラインや感染防止対策チェック項目の遵守</b></p> <p>◆業種別ガイドライン (内閣官房のホームページ)  <a href="https://corona.go.jp/prevention/">https://corona.go.jp/prevention/</a></p> <p>◆感染防止対策チェック項目  <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/3/8/1/1/9/2/4/_/checklist_v2.pdf">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/3/8/1/1/9/2/4/_/checklist_v2.pdf</a></p> <p>※1：利用者による酒類の店内持込を含みます。 ※2：お酒・カラオケの提供を取りやめる場合は、営業時間短縮 (5時～20時) 等の対象です。</p>
<b>支援金</b> (1店舗ごと) ※詳細は裏面	<p>※要請に協力いただいた事業者の方には売上高等に応じて支援金を支給します</p> <p><b>中小企業・個人事業者 72万円～180万円</b></p> <p><b>大企業 最大360万円</b></p>

# 要請への協力に伴う支援金について

北海道からの要請のすべてにご協力いただいた小樽市の飲食店や遊興施設、結婚式場の皆様には支援金を支給します。

詳細が決まり次第、順次、ホームページにてお知らせいたします。

申請受付  
開始時期

詳細は決まり次第お知らせします

主な  
支給要件

すべての期間で道からの要請内容に忠じていること

- ※申請にあたっては、要請に協力いただいたことがわかる書類（写真やホームページの写し等）や営業に必要な許可証の写しなどをご提出いただく予定です。
- ※酒類またはカラオケ設備を提供する店舗が休業した場合支給対象となります。
- ※従来から午後8時を超えて営業を行っている店舗等が酒類またはカラオケ設備の提供を取りやめ、営業時短（午前5時～午後8時）等を行った場合支給対象となります。
- ※要請期間の前日（令和3年9月12日(日)）までに、「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を取得し、かつ営業実態がある店舗等が支給対象となります。

支援金額

中小企業・個人事業者

72万円～180万円

大企業

最大360万円

	売上高（1店舗・1日あたり）	18日間の支援金額
中小企業・個人事業者	10万円以下	72万円
	10万円を超え、25万円以下	72万円～180万円
	25万円超え	180万円
大企業	売上高（1店舗・1日あたり）の減少額に応じて、最大360万円*1	

\*1：中小企業・個人事業者であっても、「売上高（1店舗・1日あたり）の減少額に応じて、最大360万円」の方式による支援金額とすることも可能です。

※参考：1日あたりの支援金単価の算出方式＝  
令和元年又は令和2年9月の売上高合計÷30日×0.4（千円未満は切り上げ）

《中小企業とは》

		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
中小企業	飲食業	5,000万円以下	50人以下
	カラオケなどのサービス業	5,000万円以下	100人以下

※「資本金の額又は出資の総額」と「常時使用する従業員の数」は、どちらかを満たせば中小企業となります。

申請方法

詳細は決まり次第お知らせします

【お問い合わせ】

■ 専用ダイヤル：011-350-7377（受付時間：8:45～17:30）

■ ホームページ：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouusei.html>

